



認知症の人と医療機関の 架け橋となる看護への提言

当学会は、『「急性期病院において認知症高齢者を擁護する」日本老年看護学会の立場表明2016』を公表しました。「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行を医療機関における認知症看護の質向上を図る好機ととらえ、この立場表明の刷新に取り組みました。よりよい看護実践が、認知症の人と医療機関の間に信頼の架け橋を築くことを願い、新たに「認知症の人と医療機関の架け橋となる看護への提言」としてまとめました。

この提言では対象範囲を広げ、対象範囲を年齢を高齢者に限定せず、多様な認知機能の状態を含む「認知症の人」と定義し、医療機関（病院・病棟・外来・診療所）での活用を想定しています。

提言 1 看護職は、自らの認知症に対する認識を振り返り、時代に合う認知症観へと更新していきます。

提言 2 看護職は、認知症の人をひとりの人としてとらえ、認知症の人の日々の意向に気づき、誠実に意思決定支援を積み重ねていきます。

看護職は、認知症の人ならびに家族との対話を通して、認知症の人が望む生活を共有し、その実現に向けた最善の看護を提供していきます。

提言 3

- 3-1 安全の確保と意思に基づく行動の自由を両立していく看護
- 3-2 認知症の人の言葉や表情、振る舞いに深い関心を寄せ、伝えたい思いに真摯に向き合う看護
- 3-3 受療前後の生活の継続性に注目し、認知症の人の「できること・やりたいこと」を引き出す看護
- 3-4 医療機関の内外に在るさまざまな人々と手を携え、認知症の人と家族の多様なニーズに応える看護
- 3-5 認知症の人にとって居心地がよく、本人の持てる力を引き出す環境を創る看護
- 3-6 これまでに表明された認知症の人の思いを紡ぎ、自分の人生を生きることを守る看護

提言 4 看護職は、認知症の人の家族が置かれている状況や揺れ動く気持ちを受け止め、最善の選択と対応ができるよう支援していきます。

提言 5 看護職は、地域共生社会の中で、医療機関が認知症の人と家族から信頼される存在となるよう日々の看護実践に力を尽くしていきます。

2026年3月31日公開



一般社団法人 日本老年看護学会

<https://www.rounenkango.com/index.html>

詳細版は
こちらから



SCAN HERE